百分の六十五　『を』　前項第二号の十一　百分の五十
百分の六十五　『に、』　前項第二号の十二　百分の五十

別表第十四　『を』　前項第八号の五　別表第五　百分の五十
『に改め、同表離島の項中』　前項第九号　別表第五　百分の五十
六十五　『に改め、同表離島の項中』　前項第二号の十一　百分の五十
十四　『に改め、同条第五項中』　百分の五十五　『を』　前項第二号の十一　百分の五十
百分の五十五　『に、』　前項第二号の十二　百分の五十
百分の五十五　『を』　前項第八号の四　百分の五十
の五十五　『を』　前項第八号の四　百分の五十
五　『に改め、同条第五項中「第二号の十一」の下に「、第二号の十二」を、「第八号の四」の下
五　『に、「第八号の五」を加える。

附則第六条第二項の表中「第二号の十一」の下に「、第二号の十二」を、「第八号の四」の下に「、第八号の五」を加える。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第二条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第二項中「同項第二号の十一」の下に「及び第二号の十二」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第三条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号の十一」の下に「及び第二号の十二」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百六十号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千八百二十七億円」を「千九百十三億円」に、「三千八百七億円」を「四千百五億円」に、「十一万六千百九十三分の十一万五千五百九十六」を「十一万五千八百九十五分の十一万五千五百四十七」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

雇用保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百六十一号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「令和五年度及び令和六年度」を「令和五年度から令和七年度までの各年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百六十二号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三百人」を「三百一人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂